

千歳市工事施行成績評価基準

平成 18 年 3 月 29 日市長決裁

(通則)

第 1 条 評価は、正確な資料及び監督又は検査により確認した事実に基づき、現場の条件等を勘案の上、評価者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

(評価項目等)

第 2 条 評価の項目等は、次のとおりとする。

項目	細目	配点	評価者
1 施工体制	施工体制一般	3.200	監督員
	配置技術者	3.800	監督員
2 施工状況	施工管理	11.700	監督員及び 検査員
	工程管理	9.300	監督員及び工事主管 係長等
	安全対策	10.700	監督員及び 工事主管係長等
	対外関係	3.400	監督員
3 出来形及び出来ばえ	出来形	13.900	監督員及び 検査員
	品質	15.900	監督員及び 検査員
	出来ばえ	8.500	検査員
4 高度技術 (加点のみ)	高度技術力	7.800	監督員
5 創意工夫 (加点のみ)	創意工夫	5.400	監督員
6 社会性等 (加点のみ)	地域への貢献等	6.400	工事主管係長等
7 法令遵守等 (減点のみ)	法令遵守等	- 3 ~ - 20	工事主管係長等

(評価方法)

第 3 条 評価は、前条に掲げる項目について、次に掲げる区分により、評価者ごとに行う。

- (1) 千歳市工事施行成績評価要領(平成 18 年 3 月 29 日市長決裁。以下「要領」という。)第 2 条第 1 号に掲げる工事にあつては、工事施行成績評価書(第 1 号様式 - 1)及び審査項目別採点基準表(第 1 号様式 - 2)により評価を行う。
- (2) 要領第 2 条第 2 号の工事にあつては、工事施行成績評価書(第 2 号様式 - 1)、請負工事成績評価採点表(第 2 号様式 - 2)及び評価項目別運用表(第 2 号様式 - 3)並びに施工プロセスのチェックリスト(第 2 号様式 - 4)により評価を行う。

(合計評定点の算出方法)

第 4 条 合計評定点は、次の式により算出する。

$$\text{合計評定点} = (\text{監督員評定分} \times 0.40) + (\text{工事主管係長等評定分} \times 0.20) + (\text{検査員評定分} \times 0.4)$$

- 2 前項の規定により算出した合計評定点は、四捨五入により整数とする。

(総合評価)

第5条 工事の総合評価は、合計評定点に応じて次の表に定めるとおりとする。

総合評価	良	標準	不良
合計評定点	80点以上	80点未満～65点以上	65点未満
判断基準	優れた工事	標準的な工事	今後指名等に影響を及ぼすおそれのある工事

(評定の特例)

第6条 共同企業体が工事を施工した場合における評定は、当該共同企業体の各構成員がそれぞれ単独で施行したものとみなす。

2 請負人の責めに帰すべき事由により契約を解除した場合は、当該解除の時点における工事の出来形等について評定するものとする。ただし、工事の出来形がない場合は、この限りでない。

3 市の責めに帰すべき事由により契約を解除した場合は、当該工事は、評定しない。

(補則)

第7条 この基準に定めるもののほか、評定の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。